

# 「洪水とダム神話」①

## —椿山ダムの実態と今後—



原 孝文氏

日高川町議会議員 原 孝文

近年、毎年のように百年に1度と言われるような天災が発生しています。

ちょうど9年前（2011年）に東日本大震災が発生した年の秋に、和歌山県では台風12号が襲来し、日高川流域では昭和28年の7・18水害以来の甚大な被害が発生しました。

7・18水害を二度と繰り返さないという反省から造られた椿山ダムがあるにもかかわらず、なぜ水害が起こったのか？日高川町議会議員の原孝文氏に寄稿していただきました。

### はじめに

9年前（2011）の9月3日深夜、私は防災無線の放送に耳を疑いました。椿山ダムが毎秒3,000tを超える放流をしているという。「これは、昭和28年の7・18水害を上回る大洪水になるぞ！」高まる危機感の中で若い方々を起こ

し、十数軒ある地元の家々を回らせ、全員を集会場に避難させました。付近の道路が冠水し、孤立状態になりましたが、幸い水は4日未明には引き始めていました。この時にはまだ、ダム下流全域であのような惨状が起こっていたとは、夢にも思いませんでした。

何故、7・18水害を上回ると思ったのでしょうか。それは後ほど詳しく説明しますが、椿山ダムが毎秒3,000t以上を放流するということは、ありえない。あるとすれば、7・18水害以上のダムへの流入量があるということ。36年前中津村議になりたての頃、ダム関係者から何度も聞か

されてきた言葉でありました。

私も終戦後、日高川流域の森林が伐採されたことが大きな要因の一つと言われる7・18水害より大きな洪水が、まず起きないだろうと考えていました。しかし、そうではないということでは気が動転しました。実際のところ、ダムへの流入量は毎秒約4,000tで、ダムの計画最大水量より500t下回っていたものの、入ってきた水を全て放流する「全量放水に踏み切った」ということでありました。私の中にあつたダムがあるから安全という神話は、この時点でもろくも崩壊しました。

行方不明を含め4名の人命が失われ、冠水して使えなくなった家具等の処分や長い停電で流域の住民を長期間苦しめ、日高川流域の被害額が4百数十億円といわれるあの大水害、本当に防ぐことはできなかったのでしょうか。

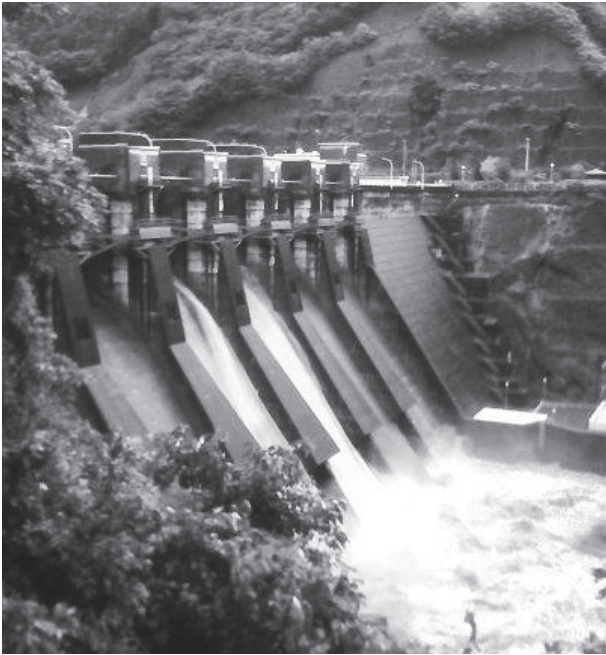
私はその後、原点に立ち返り「椿山ダムとは何ぞ

### 目次

|                                                    |   |
|----------------------------------------------------|---|
| 「洪水とダム神話」① —椿山ダムの実態と今後—<br>日高川町議会議員 原 孝文           | 1 |
| 新型コロナと学校、教職員組合<br>和歌山県教職員組合書記長 川口 貴生               | 4 |
| 県内各自治体の新型コロナウイルス感染症に対する独自対策                        | 6 |
| シリーズ「若者から見た現代社会」⑤<br>二度目の『窒息』がないように<br>和歌山大学 平見 眞由 | 8 |

## わかやま住民と自治

発行／和歌山県地域・自治体問題研究所  
和歌山市太田2丁目14-9 太田ビル203号  
TEL・FAX 073-488-3127  
jichiken@crux.ocn.ne.jp 2020年7・8月号



洪水から一夜明けた9月4日の椿山ダム  
(まだ「上側ゲート」から放水が続いている)

や」を一から見直し、町議会でも回を重ねて質問・要望して、町当局とともにその対策に力を入れてきました。しかし河川管理者の和歌山県は、なかなか取り組もうとしません。

気候の変動がいちじるしい昨今「100年確率や60年確率」で災害を考えるのは、現実に合わせていません。早く対策をとることが求められます。「三たび、あのような惨状は繰り返したくない！」これが流域の住民、全ての皆さんの願いであると思っています。

そこで「椿山ダムの実態と今後について」私の考えるところを皆さんに語って行こうと思っています。

## 7・18水害と 椿山ダム建設の経過

椿山ダムが完成したのは平成元年3月、30年が経ちます。「7・18水害を二度とくり返さない」流域の郡市民の願いがこめられたダムでした。

昭和28年7月18日に起きた大水害は、死者29名、負傷者1,470名

という記録的な大水害でありました。梅雨前線による豪雨が数日間続き、7月18日の集中豪雨で大量の水が、いっせいに川を流れ下りました。この時の連続降雨量は約7

00ミリといわれていますが、昔ながらの測定方法だったことから正確性を欠き、おそらく1,000ミリは超えていたものと思われます。「いたるところで、山から水が吹き出していた」と、体験された方々の証言が、それを物語っています。

水害後県は、日高川総合開発計画を策定し、対策にのり出します。その目玉となったのがダム建設でした。余談ですが、この建設に力をいれたのが、当時県会議員だった二階俊博氏でした。また椿山ダムの建設工事を

請け負ったのは、準ゼネコンの西松建設で、数年前マスコミをにぎわせた両者の関係は、この時からのものと言われています。

さて、県は水害をダムと堤防でもって防ぐこととし、7・18水害の流量を推計し、下流部では堤防、上流にダムを建設することになりました。7・18水害の流量はその痕跡から、松瀬付近で毎秒6,000t、椿山付近で毎秒約4,500tと

推計され、椿山ダムを造り、入ってくる水を1/3溜めて毎秒3,000t流す。

そして、松瀬より下流では毎秒4,500tに耐えられる堤防を造ることが決定されます。単純な計算ですが、これが椿山ダムの操作と河川整備の基本ということとです。

ダムの建設計画が流域に周知された頃、住民の間にこんなウワサが流れました。「ダムは二つ造らなアカン。一つでは水害は防げん」しかし、できたのは椿山ダム一つ。どうも当初県も、二つのダムを計画していたようでありました。龍神の甲斐ノ川と美山の椿山。しかし、甲斐ノ川の計画は住民の反対でとん座し、結局、元の計画より堰堤高を少しかさ上げして、椿山一本でいくことになります。



中津ドーム付近の惨状

何故、二つのダムなのか。流域面積の大きさから椿山ダムだけでは溜めきれない、ということとです。このことは後程詳しく説明しますが、椿山ダムの致命的な欠陥であり、ダム建設をすすめる中で住民に絶対知られたくないことだった訳です。

もう一つ、ダム建設計画の中で当初より変更したことがあります。それは「防災ダム」だったものが、いつの間にか発電と利水も目的とする「多目的ダム」に変えられたことです。このことも、後に大きな弊害を及ぼすことになります。



かわべ大橋北詰・県道26号線交差点付近

## 9年前の紀伊半島大水害 ―ダム神話が崩壊―

今後の日高川の防水を考  
えていく上で、9年前の大  
水害の検証は絶対かかせま  
せん。

あの時の椿山ダムへの流  
入量、放水量、水位等の詳  
細はどうだったんでしょ  
うか。あらかじめ、おことわ  
りしておきますが、ダムへ  
の流入量の測定装置はあり  
ません。ダムの水位変動と  
ゲートからの放水量でもつ  
て流入量を計算するしくみ

です。そのため、上流域で  
降った雨が、いつ、どれだ  
けダムへ流入するのかの予  
想は、人とコンピュータに  
頼らざるをえません。

8月下旬、雨台風の12号  
が本土へ近づき、早くから  
大雨になることが予想され  
ていました。9月2日の未  
明から降り出した雨は、3  
日未明の1回目のピークの  
後、小康状態となったもの  
の10時頃からまた本格化し  
夜の20時頃には2回目のピ  
ーク、時間70mmを超す大雨  
となりました。3日間の総  
雨量は龍神で約1,000

mmといわ  
れていま  
す。この  
雨がいつ  
たんダム  
に溜まり、  
下流に大  
洪水を引  
き起こし  
ました。  
ダムの  
操作で一  
番重視さ  
れるのが  
「ダム水

位」です。椿山ダムでは、  
2日の朝までは標高18  
6・5mの平常水位でした  
が、雨が降り始めた頃から  
段々と放水量を増やし、流  
入量が毎秒600tを超え  
た2日の22時に洪水調整を  
開始し、溜め始めています。  
その後1回目の雨のピーク  
から連続13時間毎秒約1,  
000t放流を続けました。  
その間、ダムの水位は10m  
上昇し、196mとなりま  
した。しかし、2回目の雨  
のピークの前兆である雨が  
降り出していたので、ダム  
の水位が高いものの水を溜  
め続けなければならない結  
果となり、3日22時過ぎに  
はついに203mと設定さ  
れた「ただし書き操作（全  
量放水）の開始水位」を超  
えました。

により、ダム  
からの越流や  
ダム本体の損  
傷はまぬがれ  
ましたが、下  
流域は大惨事  
となったとい  
う訳です。  
私は、洪水  
の状況や被害  
の実態を見て  
きたなかで、  
大被害をもた  
らした最大の要因はダムの  
水位上昇をおさえるために  
3日23時から4日1時頃ま  
でおこなった、2時間で毎  
秒1,800tから毎秒3,  
600tへの倍化放水では  
ないかと思っています。こ  
のような放流方法は、石や  
漂流物も一気に押し流すた  
めその威力は、ジワジワ放  
流する時の比ではないでし  
ょう。ダム直下の美山地域  
では、洪水では壊れないと  
いわれていた永久橋が2つ  
全壊しました。ダム放流に  
よる被害は愛媛県・肘川の  
洪水でも問題視され、裁判  
がおこなわれています。  
操作上で不思議なのは、

なぜ後に大雨になるとわか  
つていながら1回目の雨の  
ピーク時から毎秒1,00  
0t放流を続けるのではな  
く、もっと増量して水位を  
下げておかなかったのかと  
いうことです。そうすれば、  
違った選択も出来たのでは  
ないかと考えます。また後  
に判明したことなのですが、  
ダム操作に連結する上流の  
雨量計が複数壊れていて、  
かんじんな時の雨量が欠測  
していました。どうやって  
流入量を予測したのでしょ  
うか。責任あるダム事務所  
の職員にも「ダム神話」が、  
浸透していたのではないか  
と思います。



土石流で壊されたと考えられる皆瀬橋

# 新型コロナと学校、教職員組合

和歌山県教職員組合書記長 川口 貴生



川口貴生氏

本来の新学期から約2か月が経過しました。緊急事態宣言が解除され、学校が徐々に再開されつつありますが、学校現場の皆さんがどんな状況なのか、和歌山県教職員組合の川口貴生書記長に寄稿していただきました。

## 突然の休校措置

2月27日夕方、安倍首相が突然、新型コロナウイルス感染症防止のために全国の小学校、中学校、高校、特別支援学校を3月2日から休校するよう要請しました。県教育委員会も①3月2日から春休みまで臨時休業とすること、②卒業式は行わないこと、の2点を決め、県立校の校長、市町村教委に要請しました。県内では1町を除いて休校措置がとられました。

その日は木曜日、3月2日は月曜日で、全国の子ども、教職員、保護者に準備期間はたったの1日しかあ

りませんでした。翌日の教室では、突然クラスの仲間と別れなければならなくなったことや、学校に来れなくなったことで泣く子どももいました。また、高校や支援学校では3月2日に卒業式を予定していた学校も多く、28日の予行練習を急遽本番に変更し、簡単な（でも心を込めて）卒業式を行いました。小中学校の卒業式の扱いなどは市町村に任せましたが、「中止」とした市町では保護者による「実施」を求める署名などが行われました。

学校の臨時休校は、「学校の設置者」（自治体）が「感染症の予防上必要があるとき」に実施することができるとされています（学校保健安全法）。判断する権限のない首相が地域の実情を無視してトップダウンで要請したことに混乱の原因の一つがあります。また、学校は子どもたちと教職員が気持ちを通わせながら、

学び合う場です。まるで工場を閉鎖するかのよう休校を要請した政府は、子どもたちの気持ちにどれほど大きな影響を与えるか、わかっていなかったのではないのでしょうか。教育を「人材づくり」と捉える彼らの感覚も混乱をもたらし背景にあったように思われます。

## 緊急事態宣言のやり方

春休みに入って休校措置はいったん解除されましたが、国の非常事態宣言等で4月13日から再び臨時休校となり、5月末まで延長されました。

休校の間、定期的に登校日を設けたり、家庭訪問をしたり、子どもたちに課題を届けたり、地域により状況は異なりますが、「今、できることは何か」各校で話し合いながら取り組みました。

文科省は4月21日に通知を出し、休校中であっても「教科書に基づく家庭学習を課すこと」など家庭学習の充実を求めました。自習で教科書の内容を先に進むなどとても難しいことで、

保護者からも「習っていない課題が出された」など、戸惑いが広がりました。

また、2022年度までの3年計画で進める予定だった「GIGAスクール構想」（一人一台のタブレット端末配布などICT化）を前倒しで行う補正予算が組まれ、一部の学校ではリモート授業も取り組みました。

児童保育の応援に入った教職員や、逆に子どもを学校で預かった地域もありました。給食を提供した町もありましたが、広がりがつつある給食費無償化が力を発揮しました。

教職員の中にも、自分の子どもの学校が休校になり、そのために休まざるをえない人もいました。県教委は国からの要請も受け、そうした場合に特別休暇を認める通知を出しました。また、4月以降は、職員室の「密」を避けるため、在宅勤務制度をスタートさせました。和教組はこうした制度が実施される度にニュースを職場に配布し、書記局にたくさんの問い合わせがありました。



問い合わせの中に、「子どもの世話のために休みたいが年休がなくなる」という相談がありました。聞けば町で雇用された支援員（会計年度任用職員）でした。すぐにその町教委に特別休暇を認めるよう求めたところ、間もなく通知が出され、遡って取得することができました。

### 学校再開にむけて

6月、分散登校などを経て、ようやく2020年度の学校生活が始まりました。再開にあたって、考えなければならぬことがたくさんあります。

#### ① 感染症対策

学校での感染症対策につ

いて、教職員から疑問や不安がたくさん出されています。消毒はどんな場所をどれくらいの頻度で行えばいいのか、学校で体調不良の子どもがいたときにどんな対応をすればよいのか、給食や掃除のときの注意点、歯磨きはどうするのか、などです。私たちは「詳細なマニュアルが欲しい」と県教委に訴えてきました。しかし県教委は「地域や学校によって対応が異なる」等の理由で、文科省のマニュアルや「Q&A」を学校に送るだけになっています。学校ごとで検討せよと言うのなら、医師会や保健所との連携も含め、市町村教委や学校で対策をとれるようフォローすべきです。

#### ② あらためて 新年度スタート

5月15日、文科省は学校再開に向け、「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における『学びの保障』

の方向性等について」を通知しました。その内容は、40分授業や45分授業を行って一日当たりの授業数を増やすことや、土曜授業の実施、長期休業の短縮などを求め、基本的には学習指導要領に示された授業内容の年度内の実施を求めるものです。今年度の内容を次年度や次々年度に移して指導することも認めています。しかしそれは最大限の努力を図り、それでも指導が終わらなかつたときのこととされています。文科省の言う「学びの保障」とは、「学習指導要領の内容を終わらせること」なのです。

文科省は「さあ、授業だ！」と子どもたちを待ち構えています。子どもたちはどうでしょう。長い春休みが明けて、久しぶりの学校生活です。普段であれば新年度は仲間づくりを意識しながらゆつくりとスタートしていきます。ましてや今年度は新型コロナウイルスによる大混乱の中で、子どもたちもたくさんの不安を抱えています。例年の新年度以上にゆつくりと、子どものペースでスタートできるよ

う配慮が必要です。

#### ③ 目前の子どもたちの 姿から

先ほども触れましたが、文科省が求めるのは「学習指導要領の内容を終わらせること」です。和歌山県でもすべての市町村が夏休みの短縮を決めています。運動会や修学旅行の取りやめも検討されています。しかし時間を増やせば勉強がよくなるというような単純な問題ではありません。

また、文科省は6月5日に通知を出し、小学校6年生と中学校3年生について、教科ごとに「学校ですること」「家庭でできること」を示し、他の学年についても今後示すとしています。授業が増やされる中で、宿題まで増やされたら、子どもたちは息をつく間もなくなってしまう。学習指導要領に子どもを合わせるのではなく、目の前の子どもたちの姿から出発する教育が求められています。

#### これから求めたいこと

「三密」を避けることが

求められている中で、学校を再開していくことに教職員にも戸惑いがあります。「密」を避けよと言いつつ、「密」となる学校に子どもを登校させることに矛盾があるからです。この矛盾の源は、日本の教育予算の乏しさにあります。今こそ、少人数学級の実現、教職員の増員が強く求められます。

障害児学校では大規模化による教室不足などの問題もあります。新設校の建設、校舎の増築、スクールバスなどの条件整備が求められています。また夏休みが短縮される中で、給食室へのエアコン設置なども喫緊の課題となっています。

学習指導要領を徹底しようとする文科省、県教委の姿勢も変えなければなりません。「今年度の内容を次年度や次々年度に」と、条件付きながら文科省も言っている今、教職員が話し合っ

て教育課程を自由に工夫することが求められています。教職員組合として引き続き運動を進めていきたいと思っています。

## 県内各自治体の新型コロナウイルス感染症に対する独自対策

5月31日時点

| 自治体名  | 経済対策                                                                                                          | 生活支援・子育て支援                                                                       | マスク、その他                                                                                                          |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 和歌山市  | 国の小規模事業者融資の利子補給、中小企業融資の信用保証料の補助、学校給食食材費補償、テイクアウトなどの初期費用支援                                                     | 妊婦に1人10万円（4月27日時点で出産しておらず5月末までに妊娠がわかった人。診断書あれば可）<br>児童扶養手当受給のひとり親家庭に2万円          | 相談窓口設置、小中生に1人1台の端末とWiFi機器導入<br>市保健所内にPCR検査センター設置                                                                 |
| 橋本市   | 売上前年同月比30～50%減（2～8月のいずれか）の小規模事業者に上限30万円<br>マル経融資実質無利子化<br>農産物インターネット販売補助最大10万円<br>住宅確保給付金（生活困窮者家賃補助）最大5万円     | 市内で利用のクーポン券1世帯あたり3000円配布                                                         | 小中児童布製マスク1人1枚配布<br>高齢者布製マスク配布<br>GIGAスクール事業パソコン端末整備<br>小中インターネット授業配信                                             |
| 高野町   | 持続化給付金を国と同額上乘せ<br>経営が苦しい事業所に無担保融資1000万円（保証料免除）、新規借り入れの利子補給（3年間）<br>商工会補助40万円（雇用調整助成金の申請支援）<br>観光事業者補助上限30万円   | 上下水道料金3カ月無料（5～7月請求分）、対象外の地域へは1世帯5000円の町の商品券                                      | 児童生徒に洗えるマスク配布<br>消毒液配布<br>終息後の誘客施策                                                                               |
| 九度山町  |                                                                                                               |                                                                                  | マスク1世帯40枚                                                                                                        |
| かつらぎ町 |                                                                                                               | 貸付や給付を受けた個人・事業所の水道使用料（基本料金除く）80%減額（上限30万円、6～8月）<br>クーポン券1人5000円配布、ゴミ袋無料配布        | マスク1人5枚配布<br>除菌用微酸性電解水配布                                                                                         |
| 紀の川市  | 売上前年同月比15%以上減少（2～10月のいずれか）小規模・個人事業者に10万円給付                                                                    | 全市民に1万円<br>水道基本料金免除（7～12月請求分）                                                    | マスクを高齢者施設、障害者施設、児童生徒等に配布                                                                                         |
| 岩出市   | 売上前年同月比30～50%減の事業者に最大30万円<br>学校休業にともなう給食関係事業者への補償                                                             | 水道基本料金6カ月免除<br>妊婦に1人10万円（4月27日時点で出産しておらず5月末までに母子健康手帳を受ける人）<br>児童扶養手当受給世帯に2万円     |                                                                                                                  |
| 海南市   | 売上前年同月比30～50%減（4～6月のいずれか）の事業者等一律10万円<br>県補助金（前年同月比20%以上減の事業所の新たな取り組みに補助金）への上乗せ（上限10万円）<br>雇用調整助成金に上乗せ（上限15万円） | 児童扶養手当受給世帯の子ども1人2万円<br>各種の給付、貸付を受けた世帯の水道料金2カ月無料（上限月10万円）                         | 医療機関91か所、介護保険事業所120か所、海南医療センター、国保野上厚生総合病院に合計4万枚のマスクを配布<br>コロナ対策室設置                                               |
| 紀美野町  | 「事業収入」を申告している中小事業者に20万円、個人（農業含む）に10万円一律給付                                                                     | 全町民に1万円、地域限定商品券1人5000円<br>学童保育無料（6～8月）<br>補助教材購入保護者負担分支援<br>小学校（上限1万円）中学校（上限2万円） | 一戸50枚配布・6人以上100枚                                                                                                 |
| 有田市   | 売上前年同月比（2～4月のいずれか）30～79%減の中小法人に最大20万円、80%以上減に最大100万円、個人事業者に最大50万円<br>飲食店配達・持ち帰りの初期費用に補助（上限20万円）               | 水道料金3か月（5月～7月検針分）免除<br>小中学生に食事支援給付金1万円                                           | 高齢者施設、障害者、妊婦、医療機関にマスク配布（2月）、すべての世帯に50枚ずつ配布                                                                       |
| 有田川町  | 持続化給付金に先駆けて、売上前年同月比（1～4月のいずれか）50%以上減の法人に30万円、個人に15万円、80%以上減の法人に100万円、個人に50万円（いずれも上限）                          | 町内個人店等で使える商品券1人1万円配布<br>水道基本料金（7～9月請求分）免除                                        | マスク医師会、妊婦、障害者、介護施設に配布（2月）、1世帯20枚消毒液配布                                                                            |
| 湯浅町   | 持続化給付金に上乗せ（法人50万円、個人25万円上限）                                                                                   | 全町民に1万円<br>水道基本料金免除（6～11月）                                                       | マスク65歳以上の町民に配布（2月）、中学生以上に1人50枚、小学生以下1人30枚、小中幼保・福祉施設などにマスク消毒液など配布（2月）、消毒液配布<br>小中補助教材配布、町民が作った布マスク1枚150円で買取（社協）助成 |
| 広川町   | 持続化給付金に上乗せ（法人50万円、個人25万円上限）                                                                                   | 全町民に支援金1万円<br>上下水道基本料金半年（6～11月検針分）免除                                             |                                                                                                                  |

## (7) わかやま住民と自治

2020年6月25日発行 第320号

| 自治体名  | 経済対策                                                                                                                  | 生活支援・子育て支援                                                                                                    | マスク、その他                                                                                           |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 御坊市   | 売上前年同月比（1～5月のいずれか）30～50%減の事業者に最大20万円                                                                                  | 水道基本料金2カ月（7～8月検針分）免除<br>4月28日～12月31日までの新生児に1人10万円<br>中小法人の県経営支援金の保証料の減免外分補給<br>幼稚園、小中学校の給食費2か月分無料化            | 介護施設事業者、障害者施設事業者・利用者、妊婦・母子相談員にマスク配布<br>図書館に図書消毒機械及び殺菌剤購入、市民文化会館に消毒液噴霧設備購入、公共施設に消毒液購入              |
| 由良町   | 前年度事業収入100万円以上かつ売上前年同月比（1～5月）20%以上減の事業者に一律5万円<br>3町（由良・日高・美浜）の観光施設利用者に3町で使えるクーポン券（1人500円）配布                           | 水道基本料金・メーター使用料金3カ月免除<br>児童手当受給者に1人1万円（国の給付に上乗せ）、児童扶養手当1人2万円給付<br>4月28日以降来年3月末までに子どもが生まれた世帯に10万円<br>学校給食費3カ月免除 |                                                                                                   |
| 日高町   | 売上前年同月比15%以上減の事業者に15万円<br>持続化給付金上乗せ6万円<br>コロナ対策マル経融資返済終了まで利子補給                                                        | 特別定額給付金に上乗せ3000円<br>水道基本料金3カ月免除                                                                               | マスク1世帯50枚                                                                                         |
| 美浜町   | 持続化給付金に20%上乗せ（上限20万円）<br>4月以降売上前年比20%以上減の中小・小規模事業者の誘客・美浜町経営回復事業に補助<br>雇用調整助成金の上乗せ（上限20万円）、申請を社会保険労務士に委託した時に補助（上限10万円） | 全町民に5000円                                                                                                     |                                                                                                   |
| 日高川町  | 持続化給付金に上乗せ20%（上限法人50万円・個人20万円）                                                                                        | 毎年行っているプレミアム商品券率を20%から30%に、発売数を1500から2500に、例年の7月から4月に前倒し発行                                                    |                                                                                                   |
| 印南町   |                                                                                                                       | テイクアウトに使える1000円クーポン券全戸に配布                                                                                     |                                                                                                   |
| みなべ町  | 町商工会の事業に補助金<br>持続化給付金に上乗せ（国給付金の20%、事業者最大40万円、個人最大20万円）                                                                | 4月28日以降来年3月31日までに生まれた子どもに10万円<br>今年度給食費無料                                                                     |                                                                                                   |
| 田辺市   | 前年同月比30%以上減の事業者に一律10万円<br>雇用調整助成金の上乗せ（基準賃金額の10分の1以内）<br>テイクアウトなどの初期費用補助                                               |                                                                                                               | 保・小・中にマスクや消毒液配布<br>コロナ専用電話設置、小中学生に1人1台タブレット、市営住宅使用料減免・納付猶予、市営住宅の一時使用、市修学奨学金の緊急募集、小中学生への郵送での図書貸し出し |
| 白浜町   | 持続化給付金に上乗せ（4万～20万円）<br>金融機関からの融資金利分ゼロに、信用保証料の補助増額（3分の2上限60万円）<br>新サービス導入や備品購入などを補助（4分の3、上限20万円）                       | 1万円で13000円分の商品券発行<br>半年間水道料金2割余減額（引き上げ前に戻す）<br>幼・保・小・中の給食費半年分（7～12月）無料化                                       | 終息後の誘客施策<br>全ての児童生徒分のタブレット端末購入                                                                    |
| 上富田町  |                                                                                                                       | 全町民に商品券3000円（町商工会加盟店で使用する）                                                                                    | 濃厚接触者・リスクの高い人などにマスク配布<br>保・小・中にマスク消毒液や消毒液・非接触型体温計購入<br>宅配図書の貸し出し、中学校生にタブレット貸し出しの方向                |
| すさみ町  | 売上前年同月比30%以上減事業者に5万円                                                                                                  | 全町民に町内で使える商品券5000円を配布、2回目配布                                                                                   |                                                                                                   |
| 新宮市   | 売上前年同月比30%以上減（1～6月のいずれか）の中小事業者に5万円                                                                                    | 全市民に1万円<br>水道料金1カ月（4月検針分）免除<br>帰省を自粛している市出身の学生にコメ5kg、レトルト食品送付                                                 | 消毒液配布（事業者向け）<br>経済対策室設置、子育て・児童虐待・DV等の相談                                                           |
| 串本町   | 借り店舗で営業する事業者到家賃（補助対象上限5万円）の8割、3カ月分を支給。持ち店舗（自宅含む）で営業する事業者一律3万円                                                         | 町出身の学生に一律3万円<br>高校生以下に町内飲食店で使えるクーポン券5000円                                                                     | マスク1人30枚配布                                                                                        |
| 太地町   |                                                                                                                       | 全町民に5000円<br>全町民に米5kg配布<br>休校中、小・中・子ども園の給食を弁当箱につめて届ける（5/1まで）                                                  | マスク1人60枚配布                                                                                        |
| 那智勝浦町 |                                                                                                                       | 全町民に町内で使える商品券3000円配布                                                                                          | 事業所向け消毒液配布<br>終息後の誘客施策                                                                            |
| 古座川町  |                                                                                                                       |                                                                                                               | マスク1人20枚配布                                                                                        |
| 北山村   |                                                                                                                       |                                                                                                               | 全村民に除菌スプレー                                                                                        |

## シリーズ「若者から見た現代社会」⑤

# 二度目の『窒息』がないように

和歌山大学 平見眞由



平見眞由氏

シリーズ「若者から見た現代社会」は、今回で5回目となります。  
今、世界中でコロナが大問題になっていますが、それ以上に人種差別に対する抗議行動が世界中に広がっています。今回は、その問題に関連して、平見眞由さんから問題提起していただきます。

注目するべき社会問題がやたらめったと目に付いて、一度原稿を書いてから全部書き直すという作業を毎月繰り返している気がする。先月は「コロナと学生支援」がテーマだったから、今月は（先月号の住民と自治に合わせる形で）「IRカジノ」について、学生目線で書こう！……と、思っていたら、白人警官による黒人男性殺害事件が起きてしまった。悩んだ末に、八割書き終えた（！）カジノの原稿は後回しにして、差別をテーマにしようとした。苦渋の決断である。今回は「BLM」に対する「ALM」というスロガンに焦点を当てたい。

「BLM」とは、黒人に対する人種差別撤廃運動のスロガン「Black Lives Matter（黒人の命は大切）」の略称である。この言葉は最近特に広がってきているので、大半の方がご存じだろう。一方「ALM」というのは「All Lives Matter」、すなわち「すべての人の命が大切」という意味のスロガン。これはBLMへのカウンターとして生まれた。BLMに対して、「すべての人の命が大切、つて言うべきじゃない？」のように「確かに」なんて思われそうだが、このALMという言葉、実は非常に厄介なのである。

少し話は逸れるが、私はフェミニストだ。そして政治的な言動の多い私を、嫌がるわけでもなく見守ってくれる恋人がいる。その恋人に一度、「フェミニストってなんで『女性だけ』なん？」と尋ねられたことがある。「ジェンダー平等論者とかの方が良いんじゃない？」と。いや男なら誰でも最高の環境に生きてるとか思っていないけど、それでも社会構造的に「女性っていうだけで被害が多すぎる」から「フェミニズムは必要」なんだよ！それを「ジェンダー平等」って言っちゃったら、「みんな大事」っていう言葉の中に女性差別が沈んじゃうだろう！——と、私は恋人に反論した。さすがにその時はもつと優しく言ったが、心意気としてはこんな感じだった。

何が言いたいかと言うと、フェミニズムやフェミニストという言葉は、「みんな大事」という強烈なメッセージから、「みんな大事なのに実は差別を受けている女性」を可視化して救うための言葉なのだ。さらに言うと、これは「差別を受けている女性たちのための言葉」だ。どのような男性であれ、男という特権階級にいる彼らが、「みんな大事だよ」と言っただけでフェミニズムを女性から奪ったり、捻じ曲げてはいけない。この言葉は彼らの物ではない。使うのは自由だが、本来は女性のためのものだということを忘れてはならない。そして、これはBLMという言葉に関しても同じである。「BLM」は、「みんな大事だよ」という言葉の裏で現に起きている差別をあぶりだし、それに対抗するための「黒人のための言葉」だ。もし「Black」が「All」に塗り替えられたら、黒人の方たちは二度と差別を暴けなくなるかもしれない。言葉を失うのは、議論や証言の場において「窒息」させられることと同じである。

重ねて言うが、誰だつてその言葉を使うのは自由だ。黒人以外の人がBLMを使つてはいけない、という主張ではない。ただその言葉が誰を守っているのか、誰かに捻じ曲げたり、奪われたりしたら、守られていた彼らはどうなってしまうのか、といったことに自覚的である必要がある。被害者のジョージ・フロイドさんは窒息のために亡くなったが、今度は言論における窒息が見張らなければならないだろう。